

岩手県特定（産業別）最低賃金が下表のとおり改正されます。

「必ずチェック！最低賃金！」

[岩手県最低賃金と岩手県特定（産業別）最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定（産業別）最低賃金」があります。

[適用対象労働者]

岩手県最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者に適用されます。

岩手県特定（産業別）最低賃金は、下表の産業で働く労働者に適用されますが、適用除外となる年齢や業務に該当する場合は、岩手県最低賃金が適用されます。

[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

[岩手県特定（産業別）最低賃金]

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金	
発効日 令和7年1月22日	時間額 1,008円（改正）
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	
発効日 令和7年1月22日	時間額 985円（改正）
岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	
発効日 令和7年1月22日	時間額 975円（改正）
岩手県自動車小売業最低賃金	
発効日 令和7年1月22日	時間額 1,004円（改正）

注： 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に76.7円に、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっており、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金952円が適用されます。

また、現行の岩手県のすべての特定（産業別）最低賃金が令和6年10月27日に改正された岩手県最低賃金を下回っていますので、令和6年10月27日から令和7年1月22日の改正前までは岩手県最低賃金952円が適用されます。

※ 岩手県最低賃金は、令和6年10月27日から時間額952円に改正されています。

・詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、岩手労働局労働基準部賃金室へお問合せください。（TEL：019-604-3008）